

かごしま食と農の県民条例（平成17年鹿児島県条例第2号）新旧対照表

（平成17年条例第2号）

新（改正後）	旧（改正前）
かごしま食と農の県民条例 平成17年3月29日 条例第2号 改正 令和7年3月11日条例第9号 （食，農業及び農村の振興に関する主要な施策） 第8条 県は，第2条に掲げる目標を達成するため，主要な施策として次条から<u>第20条</u>までに定める施策の実施に努めるものとする。 （県民の農業及び農村に対する<u>理解の促進</u>に関する施策） 第9条 県は，<u>農畜産物の持続的な供給の重要性並びに農業及び農村の果たす多面的機能についての理解の促進，農業に関する情報提供及び学習の機会の充実等の推進並びに都市と農村の交流の促進</u>に関する施策の実施に努めるものとする。 （安全で安心な農畜産物の安定供給及び<u>農業資材の確保</u>に関する施策） 第11条 県は，我が国の食料供給基地として，食料安全保障（良質	かごしま食と農の県民条例 平成17年3月29日 条例第2号 （食，農業及び農村の振興に関する主要な施策） 第8条 県は，第2条に掲げる目標を達成するため，主要な施策として次条から<u>第17条</u>までに定める施策の実施に努めるものとする。 （県民の農業及び農村に対する<u>理解促進</u>に関する施策） 第9条 県は，<u>都市と農村の交流の促進，県民への農業に関する情報提供及び学習機会の充実等の推進並びに農業及び農村の果たす多面的機能についての理解の促進</u>に関する施策の実施に努めるものとする。 （安全で安心な農畜産物の安定供給_____に関する施策） 第11条 県は，<u>県民に安全で安心な農畜産物を安定的に供給する</u>

(平成17年条例第2号)

新（改正後）	旧（改正前）
<u>な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。）の確保に資するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</u> (削る) (1) <u>生産、加工、流通及び販売</u>の各段階における履歴を確認できる情報の提供の<u>推進</u>に関する施策その他<u>安全で安心な農畜産物の安定的な供給</u>に関する総合的施策 (2) <u>家畜排せつ物の堆肥化、飼料の生産の拡大その他の地域資源の活用等による農業資材の確保に関する施策</u> <u>(環境への負荷の低減に関する施策)</u> <u>第12条 県は、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、化学肥料及び農薬の低減化の促進、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策の実施に努めるものとする。</u> <u>2 県は、環境への負荷の低減に資する農畜産物の流通及び消費が広く行われるよう、消費者への適切な情報の提供の推進その他必要な施策の実施に努めるものとする。</u> (担い手の確保及び育成に関する施策) <u>第13条 県は、農業の担い手を確保し、及び育成するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</u>	ため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) <u>環境との調和に配慮した耕畜連携による産地づくり及び化学肥料・農薬の低減化の促進に関する施策</u> (2) <u>生産から加工、流通及び販売までの各段階における履歴を確認できる情報の提供の促進</u>に関する施策その他<u>食の安全・安心対策</u>に関する総合的施策 (追加) (追加) (担い手確保・育成に関する施策) <u>第12条 県は、農業の担い手を確保し、及び育成するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</u>

(平成17年条例第2号)

新（改正後）	旧（改正前）
(削る) (1) 新たに<u>就農</u>しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他の必要な施策 (2) <u>経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、経営管理能力の向上その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件の整備、家族農業経営の活性化並びに農業経営の法人化の促進に関する施策</u> (3) 女性の農業経営における役割の適正な評価及び農業経営に関連する活動においてその意欲と能力を充分発揮できる環境整備の推進に関する施策 (4) 高齢者がその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動ができる環境整備の推進に関する施策 (5) 集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に関する施策 (削る)	(1) <u>経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できる経営管理能力の向上その他の条件整備、家族農業経営の活性化及び農業経営の法人化の促進に関する施策</u> (2) 新たに<u>農業に就業</u>しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他の必要な施策 (追加) (3) 女性の農業経営における役割の適正な評価及び農業経営に関連する活動においてその意欲と能力を充分発揮できる環境整備の推進に関する施策 (4) 高齢者がその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動ができる環境整備の推進に関する施策 (5) 集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に関する施策 <u>(農地利用、基盤整備等に関する施策)</u> 第13条 県は、農業の生産条件の整備を図るため、耕作放棄地の発生防止その他農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、<u>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他の必要な施策の実施に努めるものとする。</u>

(平成17年条例第2号)

新（改正後）	旧（改正前）
<u>（農業経営の支援を行う者の確保に関する施策）</u> <u>第14条 県は、農業経営の支援を行う者を確保するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</u> <u>（1） 新たに就業しようとする者その他多様な人材の確保に関する施策</u> <u>（2） 農作業の受託、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に関する施策</u> <u>（農業地の有効利用及び確保に関する施策）</u> <u>第15条 県は、農業生産に必要な農地の有効利用及び確保を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</u> <u>（1） 農業の担い手に対する農地の利用の集積及び集約化に関する施策</u> <u>（2） 農地の適正かつ効率的な利用の促進に関する施策</u> <u>（3） 農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する施策</u> <u>（4） 荒廃農地の発生防止及び解消に関する施策</u>	<u>2 県は、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策の実施に努めるものとする。</u> （追加） （追加）

(平成17年条例第2号)

新（改正後）	旧（改正前）
<u>（農業生産の基盤の整備及び保全に関する施策）</u> 第16条 県は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保するとともに、災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため、地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策の実施に努めるものとする。 <u>（生産振興、販売、流通等に関する施策）</u> 第17条 県は、地域の特性を生かした農畜産物の生産振興、販売、流通等の促進を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の的確な把握及びこれを生かした生産の拡大に関する施策 (2) かごしまブランド（全国的に評価の高い<u>県内産</u>の農畜産物をいう。_____）の確立及び産地の育成に関する施策 (3) 南北600キロメートルの県土の広がり^と気象条件等<u>の本県の特色</u>を生かした農畜産物の生産振興_____に関する施策 (削る)	(追加) <u>（生産振興、販売・流通等に関する施策）</u> 第14条 県は、地域の特性を生かした農畜産物の生産振興、販売・流通等の促進を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の的確な把握及びこれを生かした生産の拡大に関する施策 (2) かごしまブランド（全国的に評価の高い<u>本県産</u>の農畜産物をいう。<u>次号において同じ。</u>）の確立及び産地の育成に関する施策 (3) 南北600キロメートルの県土の広がり^と気象条件_____を生かした農畜産物の生産振興<u>及びかごしまブランドに準ずる銘柄産地の育成</u>に関する施策 (4) <u>県内産農畜産物についてのイメージアップ、販路拡大及び流</u>

(平成17年条例第2号)

新（改正後）	旧（改正前）
(4) 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立，多様な需要に対応した個性ある加工食品の開発及び製造の促進並びにその加工食品についての情報発信に関する施策 (5) <u>県内産農畜産物及びその加工食品（以下「県内産農畜産物等」という。）のイメージアップ，付加価値の向上，販路拡大及び流通の効率化に関する施策</u> (6) <u>県内産農畜産物等の輸出の促進に関する施策</u> (7) <u>観光産業及び外食産業との連携による県内産農畜産物等の利用促進に関する施策</u> （生産性向上に関する施策） <u>第18条</u> 県は，農業生産性の向上を図るため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 （削る） (1) <u>国，独立行政法人等の試験研究機関，大学，民間等と連携した試験研究を行うことによる，家畜の改良増殖及び農作物の新品種の研究開発，環境への負荷の低減に資する農業技術及び気候の変動に適応した農業技術の開発の推進並びにそれらの成果の普及並びに試験研究体制の整備に関する施策</u> (2) <u>情報通信技術その他の先端的な技術を活用した農畜産物の生</u>	<u>通の効率化に関する施策</u> (5) 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立，多様な需要に対応した個性ある加工食品の開発及び製造の促進並びにその加工食品についての情報発信に関する施策 （追加） （追加） (6) <u>観光産業及び外食産業との連携による県内産農畜産物の利用促進に関する施策</u> （生産性向上に関する施策） <u>第15条</u> 県は，農業生産性の向上を図るため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) <u>試験研究体制の整備，家畜の改良増殖及び新品種の研究開発，環境の保全に対応した農業技術の開発等の推進及びその成果の普及に関する施策</u> （追加） （追加）

(平成17年条例第2号)

新（改正後）	旧（改正前）
<u>産，加工又は流通の方式の導入の促進に関する施策</u> (3) <u>地域の農業を支える農業者の育成並びに地域の特性を生かした農業及び農村の振興を図るための普及活動の内容及び体制の充実強化に関する施策</u> (4) <u>動植物の防疫体制の充実強化その他の家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物の発生の予防及びまん延の防止に関する施策</u> （農業災害防止等に関する施策） <u>第19条 県は，特殊土壌，桜島の降灰，台風等による農業災害の防止及び軽減を図るための施策並びに農業保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）第2条第1項に規定する農業共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）への加入の促進及び被災農家の農業経営を支援する農業制度資金等の活用の促進に関する施策の実施に努めるものとする。</u> （削る）	(2) <u>地域農業</u>を支える農業者の育成並びに地域の特性を生かした農業及び農村の振興を図るための普及活動の内容及び体制の充実強化に関する施策 (3) <u>動植物の防疫体制の充実強化</u>_____に関する施策 （農業災害防止等に関する施策） <u>第16条 県は，特殊土壌，桜島の降灰，台風等による農業災害の防止及び軽減を図るための施策並びに</u>_____被災農家の農業経営を支援する農業制度資金等の活用の促進に関する施策の実施に努めるものとする。 _____（農村振興に関する施策） <u>第17条 県は，農村地域，中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備を進めるとともに，県土の保全，水源のかん養，良好な景観の形成，文化の継承等の農業及び農村が果たしている多面的機能が十分に発揮される快適で魅力ある農村づくりに関する施策の実施に努めるものとする。</u>

(平成17年条例第2号)

新（改正後）	旧（改正前）
<u>（農村振興に関する施策）</u> <u>第20条 県は、快適で魅力ある農村地域、中山間地域及び離島地域の振興を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</u> <u>（1） 農村地域、中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備に関する施策</u> <u>（2） 農業及び農村が果たしている多面的機能が発揮されるよう、農業の担い手及びそれ以外の多様な農業者並びに農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動の促進に関する施策</u> <u>2 県は、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の就業機会の増大を通じ、地域の農業の振興を図るため、これらの者がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境整備に必要な施策の実施に努めるものとする。</u> <u>3 県は、鳥獣による農業及び農村の生活環境に係る被害の防止のため、鳥獣の農地への侵入の防止、捕獲した鳥獣の食品等としての利用の促進その他の必要な施策の実施に努めるものとする。</u> （基本方針の策定） <u>第21条 知事は、食、農業及び農村の振興に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、概ね10年間を期間とする基本方針を策定しなければならない。</u> 2 基本方針は、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。 3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、広	（追加） （基本方針の策定） <u>第18条 知事は、食、農業及び農村の振興に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、概ね10年間を期間とする基本方針を策定しなければならない。</u> 2 基本方針は、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。 3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、広

(平成17年条例第2号)

新（改正後）	旧（改正前）
く県民の意見を聴くとともに、県議会の議決を経るものとする。 4 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。 （施策の実施状況の報告等） <u>第22条</u> 知事は、毎年、県議会に食、農業及び農村の動向並びに食、農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果に関する報告書を提出するとともに、これを公表しなければならない。 2 知事は、5年ごとに、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値の達成状況を公表するものとする。 （財政上の措置） <u>第23条</u> 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	く県民の意見を聴くとともに、県議会の議決を経るものとする。 4 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。 （施策の実施状況の報告等） <u>第19条</u> 知事は、毎年、県議会に食、農業及び農村の動向並びに食、農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果に関する報告書を提出するとともに、これを公表しなければならない。 2 知事は、5年ごとに、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値の達成状況を公表するものとする。 （財政上の措置） <u>第20条</u> 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則(令和7年3月11日条例第9号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。